J179
　この周波数帯において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ＩＴＵ－Ｒ勧告M．1638及びＩＴＵ－Ｒ勧告ＳＡ．1632に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。
J180
　5350―5570MHzの周波数帯で運用する地球探査衛星業務（能動）及び5460―5570MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務（能動）は、5350―5460MHzの周波数帯における航空無線航行業務、5460―5470MHzの周波数帯における無線航行業務及び5470―5570MHzの周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。
J181
　この周波数帯で分配する宇宙研究業務（能動）は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの業務からの保護を要求してはならない。
J182
　この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線通信規則第5.449号に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。
J183
　この周波数帯において、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ＩＴＵ－Ｒ勧告M．1638に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。
J184
　この周波数帯において、5600―5650MHzの周波数帯における地上に設置した気象用レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。
J185
　5830―5850MHzの周波数帯は、二次業務でアマチュア衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。
J186
　5925―6425MHz及び14―14.5GHzの周波数帯において、設備規則第49条の24の２に規定する携帯移動地球局は、決議第902（ＷＲＣ－03）に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この場合において、同決議中「船上地球局」とあるのは、「設備規則第49条の24の２に規定する携帯移動地球局」とする。
J187
　6425―6429MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、標準周波数報時衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。
J188
　宇宙研究業務（地球から宇宙）による7145―7190MHzの周波数帯は、深宇宙での使用に限る。深宇宙への発射は、7190―7235　MHzの周波数帯に影響を与えてはならない。7190―7235MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。
J189
　7250―7375MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。
J190
　気象衛星業務（宇宙から地球）によるこの周波数帯の使用は、非静止衛星システム用に限る。
J191
　この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。
J192
　宇宙研究業務（宇宙から地球）による8400―8450MHzの周波数帯は、深宇宙での使用に限る。
J193
　地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その使用及び発達を妨げてはならない。
J194
　海上無線航行業務による8850―9000MHz及び9200―9225MHzの周波数帯の使用は、海岸に設置されるレーダーに限る。
J195
　この周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第5.337号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第5.471号に掲げる国において一次業務で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、これらのシステムからの保護を要求してはならない。
J196
　航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービーコンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。
J197
　地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）によるこの周波数帯の使用は、9500―9800MHzの周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。
J198
　この周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならず、そのレーダーからの保護を要求してはならない。また、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定業務の局に対して優先権を有する。
J199
　地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）によるこの周波数帯の使用は、無線航行業務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。
J200
　地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）による9800―9900MHzの周波数帯の使用は、9300―9800MHzの周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。
J201
　9800―9900MHz帯における地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）の局は、この周波数帯に二次業務で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、この局からの保護を要求してはならない。
J202
　9975MHz―10.025GHzの周波数帯は、二次業務で気象衛星業務（気象用レーダー用）にも使用することができる。
J203
　この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務及びアマチュア衛星業務以外の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。